信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。
2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十一号第二の四の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

別紙様式第十一号第二の四の表記載上の注意3中「中間連結会計年度中」を「中間連結会計期間中」に改める。

別紙様式第十一号第一の8を次のように改める。

8　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額　（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日